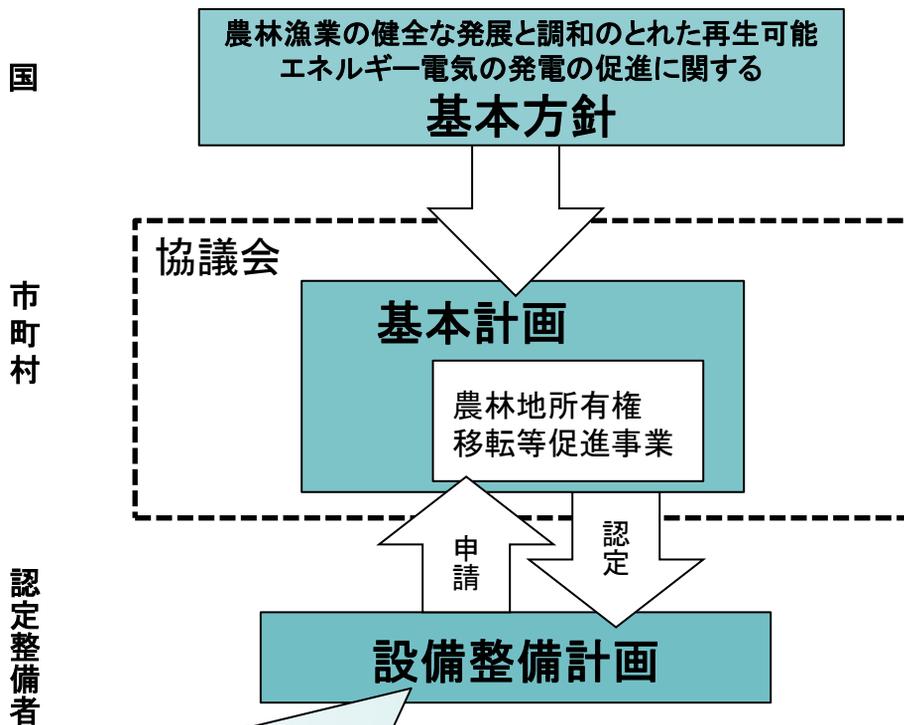


農山漁村における導入促進に係る農林地等の 利用調整の円滑化(アクションプラン重点項目16)

農山漁村再生可能エネルギー法案の趣旨

- 東京電力福島第1原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーの導入による分散型エネルギーシステムへの転換が重要課題。
- 農山漁村に豊富に存在する土地、水、熱、バイオマス等の資源を活用して、再生可能エネルギー電気の発電を促進し、農山漁村の活性化に結びつけることが重要。
- 農山漁村が有する食料供給や国土保全の役割と両立するよう、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進。

<法案のスキーム>

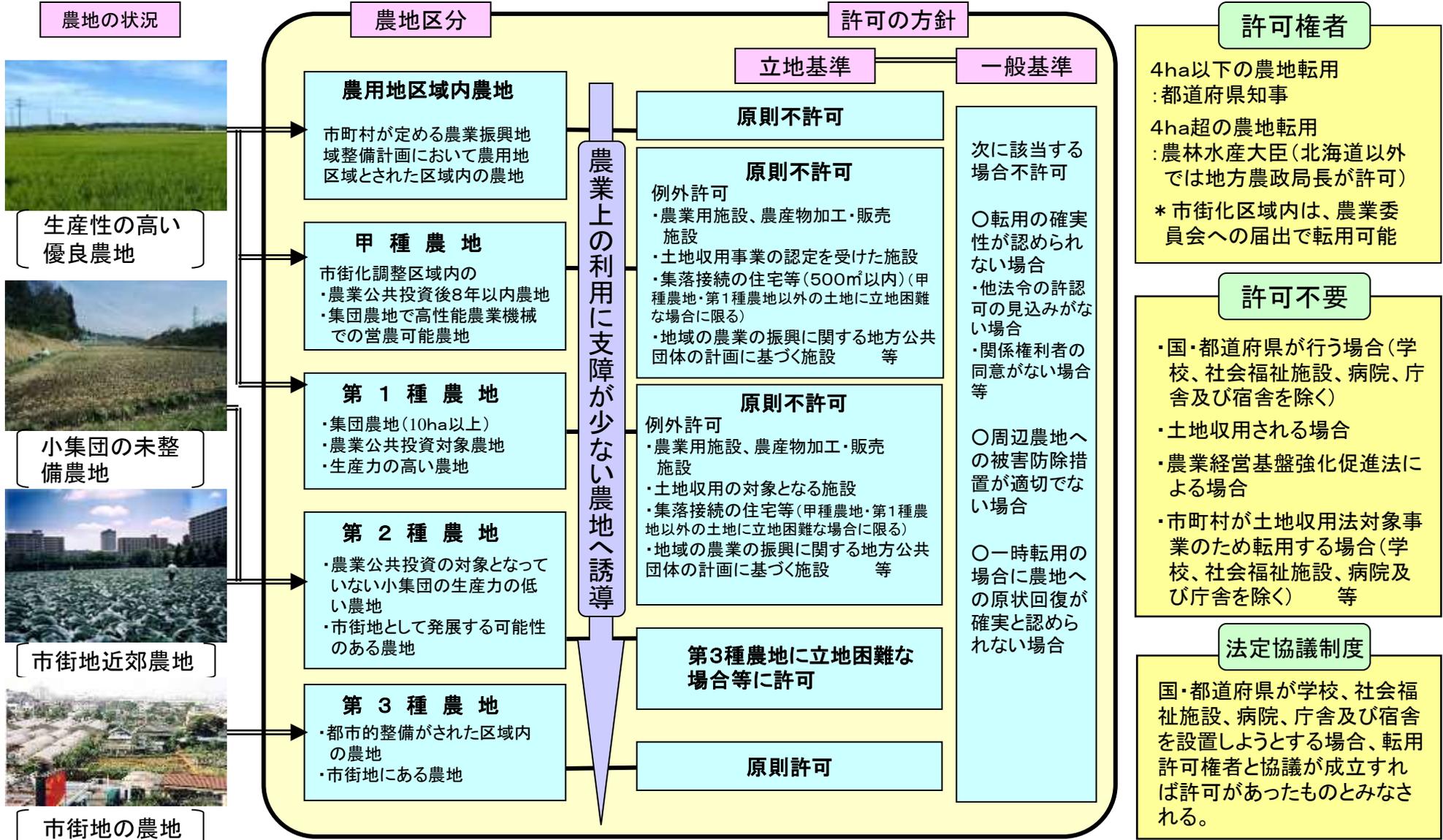


- ・ 基本計画に適合していると市町村が認定した設備整備計画について、
 - 市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画(所有権移転等促進計画)を定めることが可能(民法の特例)
 - 各種規制の許可等のワンストップサービス(農地法、森林法、漁港漁場整備法等の手続の簡素化)の措置

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化

農地転用許可制度の概要

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



農地の状況



生産性の高い
優良農地



小集団の未整備
農地



市街地近郊農地



市街地の農地

農地区分

農用区域内農地

市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内的の農地

甲種農地

市街化調整区域内の
・農業公共投資後8年以上農地
・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地

第1種農地

・集団農地(10ha以上)
・農業公共投資対象農地
・生産力の高い農地

第2種農地

・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地
・市街地として発展する可能性のある農地

第3種農地

・都市的整備がされた区域内の農地
・市街地にある農地

農業上の利用に支障が少ない農地へ誘導

許可の方針

立地基準

原則不許可

例外許可

・農業用施設、農産物加工・販売施設
・土地収用事業の認定を受けた施設
・集落接続の住宅等(500㎡以内)(甲種農地・第1種農地以外の土地に立地困難な場合に限り)
・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等

原則不許可

例外許可

・農業用施設、農産物加工・販売施設
・土地収用の対象となる施設
・集落接続の住宅等(甲種農地・第1種農地以外の土地に立地困難な場合に限り)
・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等

第3種農地に立地困難な場合等に許可

原則許可

一般基準

次に該当する場合不許可

○転用の確実性が認められない場合
・他法令の許認可の見込みがない場合
・関係権利者の同意がない場合等

○周辺農地への被害防除措置が適切でない場合

○一時転用の場合に農地への原状回復が確実と認められない場合

許可権者

4ha以下の農地転用
: 都道府県知事

4ha超の農地転用
: 農林水産大臣(北海道以外では地方農政局長が許可)

* 市街化区域内は、農業委員会への届出で転用可能

許可不要

・国・都道府県が行う場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を除く)

・土地収用される場合

・農業経営基盤強化促進法による場合

・市町村が土地収用法対象事業のため転用する場合(学校、社会福祉施設、病院及び庁舎を除く) 等

法定協議制度

国・都道府県が学校、社会福祉施設、病院、庁舎及び宿舎を設置しようとする場合、転用許可権者と協議が成立すれば許可があったものとみなされる。